

株 主 各 位

東京都千代田区麹町 2 丁目 2 番地
ビ ジ ネ ス コ ー チ 株 式 会 社
代表取締役社長 細 川 馨

第 18 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第 18 回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、その内容である電子提供措置事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト「第 18 回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の URL にアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト https://www.businesscoach.co.jp/about_us/

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記の議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類をご検討くださいますと、同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 開 催 日 時 2022 年 12 月 21 日（水曜日）午前 9 時 30 分 （開場午前 9 時 15 分）
2. 開 催 場 所 東京都千代田区麹町 2 丁目 2 番地
 VORT 半蔵門Ⅱ 5 階 当社セミナールーム（RED）

3. 株主総会の目的である事項

報告事項 第 18 期（2021 年 10 月 1 日から 2022 年 9 月 30 日まで）事業報告及び計算書類
 の内容報告の件

決議事項

議案 剰余金処分の件

議案の内容は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（2 頁）に記載のとおりであります。

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトによる旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

ビジネスコーチ株式会社
代表取締役社長 細川 馨

2. 議案及び参考事項

議案 剰余金処分の件

当社は、業績動向や財務状況を踏まえ、今後の持続的な成長に向けた事業投資や財務体質の維持・強化のための支出及び配当とのバランスを総合的に勘案して安定的に実施してまいりたいと考えており、期末配当については次のとおりといたしたいと存じます。

なお、配当性向は 28.10%であります。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株当たり金：50 円 00 銭

総額：48,400,000 円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022 年 12 月 22 日

以上

I. 事業報告 (2021 年 10 月 1 日から 2022 年 9 月 30 日まで)

1. 当社の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響が比較的落ち着き、海外からの旅行者の受け入れも再開されて景気の回復が見込まれる一方で、2022 年 2 月から始まったロシアのウクライナ侵攻によるエネルギー等の供給確保懸念の高まりや、内外金利差の影響で進行した円安による物価上昇のため、先行きは不透明な状況で推移しております。

当事業年度における人材開発市場は、オンラインでのセミナー開催や研修サービスの提供が一般化してウィズコロナのサービスとして確立するとともに、2020 年 9 月に公表された「人材版伊藤レポート」(経済産業省)、2022 年 5 月に公表された「人材版伊藤レポート 2.0」(経済産業省)により人的資本投資による中長期的な企業価値の向上につなげるための経営戦略と人材戦略を連動させる取組みの具体的な方策が提示され、人的資本投資の開示に対する要求も具体化し、これらの要因が追い風となった結果、市場全体としては前年のマイナス成長からプラス成長へ転換しております。

(注)：人材開発市場の中心となる法人研修市場の規模推計は 2020 年度 4,820 億円、2021 年度 5,210 億円、2022 年度予測 5,320 億円となっております。(「企業向け研修サービス市場の実態と展望 2022」矢野経済研究所)

このような状況の中、当社は、「クライアントファースト」を掲げ、顧客企業の役員・社員のエンゲージメント向上を目的として、組織内コミュニケーションの活性化を支援する 1 対 n 型コーチングサービスや、役員・社員個人のポテンシャルを引き出す支援を行う 1 対 1 型コーチングサービスを中心にクライアントのニーズにマッチしたサービスを提供し、人的資本経営の実現を目指す企業にとって頼りがいのあるパートナーである「コーポレートコーチ」として機能することを目指しています。

コーチングサービスにおいては、フェーズ 1 (気づき)、フェーズ 2 (実践)、フェーズ 3 (継続・定着) に区分してクライアントのニーズに応じたサービスを提供しておりますが、特に継続的にフォローアップを行うサービスの強化が顧客満足度を向上させる有力な手段と考え、1 対 1 型サービスの拡大を図るとともに、1 対 n 型サービスではフォローアップ研修の実施や動画サービス強化及びクラウドコーチング等によるフォローアップサービスを充実させてまいりました。

	フェーズ1 (気づき)	フェーズ2 (実践)	フェーズ3 (継続・定着)
1 対 1 型	個人アセスメント (事前)	エグゼクティブコーチング ビジネスリーダーコーチング ビジネスパーソンコーチング	個人アセスメント (事後) クラウドコーチング
1 対 n 型	導入ガイダンス 組織アセスメント (事前)	ビジネスコーチングプログラム マイクロラーニング	コーチングダイアログレビュー 組織アセスメント (事後)
その他	人事コンサルティング 公開セミナー コーチング資格取得プログラム		

当事業の主要な KPI である 1 対 1 型サービスにおけるクライアント数 (コーチング対象

者数)は、ビジネスリーダー・ビジネスパーソンコーチングのサービスをパッケージ化して使い勝手を改善した結果、個人別の課題に対応した支援の有効性が認識され始め、前年同期比約47%増の1,100名となりました。

この結果、1対1型サービスは、売上構成比はまだ小さいものの、成長率は高くなっております。

その他サービスの売上増加率が高くなっているのは、組織アセスメントツールの売上が前年同期比228%増の20百万円になったことによります。

サービス型	2021年9月期		2022年9月期		増加額 (百万円)	増加率 (%)
	売上金額 (百万円)	構成比 (%)	売上金額 (百万円)	構成比 (%)		
1対n型	672	67.1	740	64.5	68	10.2
1対1型	232	23.2	286	24.9	53	23.2
その他	96	9.7	121	10.6	24	25.3
合計	1,001	100.0	1,148	100.0	146	14.7

当社の法人取引における顧客数は、前年同期比約15%増の346社となり売上増加要因となりました。一社当たり平均売上高は、新規顧客の増加による平均売上高減少の影響を既存顧客との取引拡大でカバーした結果、前年同期と同等の3.2百万円となりましたが、平均売上高を増加させるまでには至りませんでした。

サービス提供を支える契約パートナーコーチ数は、積極的な採用活動を行った結果、前年同期比約38%増の132名となりました。一方で、当社のコーポレートコーチとして、あるいはコーポレートコーチの活動を支援するバックオフィスのメンバーとしての社員採用は、昨今の求人市場の競争激化から計画通りの採用ができず、従業員数の純増は1名に留まり、事業成長の阻害要因となりました。

また、当社の信用力と知名度を高め、資金調達力を強化し、今後の成長戦略の選択肢を拡大してビジネスコーチングの普及を促進するために、東京証券取引所グロース市場に上場申請を行い、2022年9月14日に上場承認をされ、10月20日に上場いたしました。

このような活動の結果、売上高は1,148,158千円(前期比14.7%増)、営業利益は246,314千円(前期比6.2%増)、経常利益は244,205千円(前期比5.7%増)、当期純利益は172,264千円(前期比10.1%増)となりました。

1-2. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達

該当事項はありません。

なお、当社は2022年10月20日の東京証券取引所グロース市場上場に伴い公募増資により136,000株(払込金額1株につき1,904.40円)の新株発行を行い、258,998千円の資金調達を行いました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は13,780千円で、その主なものはクラウドコーチングシステムに関するソフトウェアの追加開発によるものであります。

1-3. 財産及び損益の状況

区 分	2019 年 9 月期 第 15 期	2020 年 9 月期 第 16 期	2021 年 9 月期 第 17 期	2022 年 9 月期 第 18 期 (当事業年度)
売 上 高 (千円)	650,596	687,669	1,001,290	1,148,158
当 期 純 利 益 (千円)	34,178	15,497	156,416	172,264
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	35.31	16.01	161.59	177.96
総 資 産 (千円)	320,058	461,416	730,274	750,064
純 資 産 (千円)	141,815	147,632	300,176	424,041
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	146.50	152.51	310.10	438.06

(注) 2022年9月期の数値については「収益認識に関する会計基準」を適用した後の数値であります。

1-4. 対処すべき課題

人材を管理の対象とみなす「人的資源」ではなく、適切な「環境」を整備・提供すると価値の創造・増殖が起きる「人的資本」と捉えることが日本企業において強く求められつつあると考えております。

2021年6月に行われたコーポレートガバナンス・コード改訂のポイントは「人的資本に対する投資の開示」であります。その本質は、「開示すること」それ自体にあるのではなく、個の自律・活性化に対して企業が本気で投資していくことで、個々人の総和である企業価値を大きく高めることにあると認識しております。

無形資産の中核をなす人的資本の価値を高めるためには、従来型の「十把一絡げ」の一律教育では限界をきたしており、社員のエンゲージメント向上や一人ひとりの魅力・想いを引き出したうえでの能力発揮が不可欠となっていると考えております。

そのためのもっとも効果的なアプローチがビジネスコーチングであり、個々の自発性を高め、生産性向上を加速させることで、大企業を中心とした顧客企業の企業価値向上に貢献してまいります。

(1) ビジネスコーチングのフェーズ1・2・3による営業展開の強化

ビジネスコーチングのサービスを3つのフェーズに区分した体系に基づくサービス提供により、より顧客が成果を得るためのステップが明確になり、長期的ご支援が可能な顧客が増加してまいりましたが、顧客と当社の十分な相互理解と信頼関係の確立が不可欠であるため、営業担当者の人員増強が必要であります。当事業年度においては採用による社員数増加が計画未達となり、十分な営業活動量を確保することができませんでした。そのため、採用方法や採用募集チャネル等の見直しを行い、計画通りの採用を実現することで人的資本を確保し、営業展開を強化してまいります。同時に、社内教育による営業担当者の専門知識レベルの向上、パートナーコーチとの連携の緊密化、サービス提供を支えるオペレーション担当者の効率化等を図り、より多くの顧客にライフタイムバリュー（顧客生涯価値）を最大化する体系的サービス提供を実現してまいります。

(2) ビジネスリーダー・ビジネスパーソンコーチングのサービス普及推進

当事業年度では、ビジネスリーダー・ビジネスパーソンコーチングを含む1対1型サービスのクライアント（コーチング対象者）数が前年同期比47%増の1,100名となりました。

当社は、個人の課題に合わせた人材育成手段としてのビジネスリーダー・ビジネスパー

ソンコーチングが、エンゲージメント向上に有効であることが認識され始めた結果であると考えており、今後もその普及に尽力してまいります。

(3) サービス提供力の増強と生産管理の強化

コーチ等の増員によるサービス提供力の増強は、質と量の両面において当社の課題であります。当事業年度においてもサービス提供力の増強を実施し 132 名のパートナーコーチと契約をしております。今後もコンスタントにパートナーコーチを増員してサービス提供力を量と質の両面から増強を図ってまいります。

(4) ガバナンス体制の強化推進

当社は 2022 年 10 月に東京証券取引所グロース市場に上場し、コーポレートガバナンス報告書を提出しております。現状ではコーポレートガバナンス・コードの 5 つの基本原則にコンプライしている状況ですが、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、全原則への対応を推進してまいります。

(5) クラウドコーチングシステムの追加開発

当社は、クラウドコーチングシステムを利用して、クライアントの行動目標設定、行動結果記録、振り返り記録、コーチの対話記録を管理していますが、この他にマイクロラーニングのために動画配信プラットフォームを、コーチングセッション予約のために予約管理システムを別々のシステムで運用しているためクライアントにとっては利便性が悪く、当社においては運用・管理コストが発生し、またこれらのデータを統合的に活用するためには 3 つのシステムのデータを統合する作業が必要となっています。

これらを統合的に管理するため、まずはクラウドコーチングシステムのフロント・エンドとしてポータル化した仕組みを持ち、クライアントの利便性向上と管理コストの削減を実現してまいります。

(6) コーチングベース機能を持った本社設備

当社は、2022 年 8 月に虎ノ門のオフィスの賃貸契約を締結し、コーチングベースを持つ新本社としてのオフィス設計を行っております。2023 年 5 月より新本社で執務を開始し、当社とパートナーコーチの相互理解を深め、コーチングサービスの品質向上を実現する運用をしてまいります。

1-5. 主要な事業内容

- (1) ビジネスコーチング・サービス
- (2) HR テックサービス
- (3) 人事関連コンサルティング及びアドバイザーサービス
- (4) セミナー事業
- (5) ビジネスコーチ、人事コンサルタント等のスクール運営並びに資格発行
- (6) その他上記に関連する事項

1-6. 主要な事業所並びに使用人の状況

(1) 主要な事業所

本社及びセミナールーム：東京都千代田区麹町 2 丁目 2 番地 VORT 半蔵門Ⅱ

(2) 使用人の状況

区分	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
合計又は平均	41	+ 1	37.1	3.5

1-7. 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	51,670 千円
興産信用金庫	15,000 千円

1-8. 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第1項）があるときの権限の行使に関する方針

当社は、将来の事業拡大とそれに即応できる財務体質の強化を前提に、株主への利益還元を安定的かつ継続的に行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、当社は中間配当を行うことができる旨を定めておりますが、年1回の期末配当を基本的な方針としております。

なお、配当性向については、年間30%を目途に、配当方針に従い、都度経営状況を勘案して決定することとしております。

1-9. その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2022年10月20日に東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。

2. 株式に関する事項

2-1. 上位10名の株主の状況

- (1) 発行可能株式総数 3,600,000 株
- (2) 発行済株式の総数 968,000 株
- (3) 株主数 65 名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有限会社コーチ・エフ	442,000	45.66%
細川 馨	150,000	15.49%
橋場 剛	87,900	9.08%
田中 広道	30,000	3.09%
諸橋 奈々	22,000	2.27%
吉田 有	20,000	2.06%
湊 伸悟	20,000	2.06%
菅原 泰男	20,000	2.06%
伊藤 善廣	16,000	1.65%
栗原 保雄	12,000	1.23%

(注) 1. 東京証券取引所グロース市場上場に伴い、細川馨氏は120,000株、

橋場剛氏は7,900株をそれぞれ売出ししており、2022年10月19日に売出しが完了しております。

2. 有限会社コーチ・エフは、東京証券取引所グロース市場上場に伴い、39,800株を上限としたオーバーアロットメントによる売出しを行い、2022年11月17日に39,800株の売出しが完了しております。

3. 新株予約権等に関する事項

3-1. 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

名称	第3回新株予約権
新株予約権の数	18,500個
保有人数： 当社取締役（社外取締役を除く）	3人
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 18,500株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり金600円
新株予約権の行使期間	2018年6月1日から2025年9月30日まで
新株予約権の主な行使条件	本新株予約権の行使時においても当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員、顧問若しくは従業員その他これに準じる地位であることを要す。ただし、当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合その他取締役会が認めた場合はこの限りではない。その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で定めたところによる。

3-2. 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

4-1. 取締役及び監査役の状況

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
細川 馨	代表取締役社長	
橋場 剛	取締役副社長兼営業本部長	
鈴木 孝雄	常務取締役管理本部長	
青木 裕	常務取締役マーケティング本部長	
山本 佳孝	常務取締役人材マネジメント本部長	

軒名 彰	取締役	北洋証券株式会社代表取締役会長 日本郵便株式会社取締役 株式会社オハラ取締役 株式会社はせがわ取締役
山下 美砂	取締役	人事コンサルタント（個人事業主） 株式会社 JERA グローバル人事アドバイザー
森下 政一	常勤監査役	
田中 広道	監査役	田中税理事務所代表 株式会社アンス・フォー・ダイス代表取締役
中野 純一	監査役	

- （注１）取締役軒名彰氏及び取締役山下美砂氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
- （注２）常勤監査役森下政一氏、監査役田中広道氏及び監査役中野純一氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
- （注３）常勤監査役森下政一氏は、前職において経営管理本部長、常勤監査役として長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- （注４）監査役田中広道氏は、税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- （注５）監査役中野純一氏は、事業会社において長年の管理監督経験や法人運営経験があり、経営や組織統制に関する相当程度の知見を有するものであります。
- （注６）取締役土屋政紀氏は、2021年10月31日をもって取締役を辞任いたしました。
- （注７）取締役山下美砂氏は、2022年４月25日に取締役に就任しました。

4-2. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬等は、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2021年12月20日であり、決議の内容は、年間報酬総額の上限を取締役は500百万円、うち社外取締役分50百万円（決議時点での取締役の員数は６名、ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役は50百万円（決議時点の監査役の員数は３名）とするものです。

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会の決議により一任された代表取締役社長細川馨であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。

監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。

当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動として2021年12月20日開催の取締役会において取締役の報酬等の総額を決定し、個々の取締役の報酬等の額についての決定は、代表取締役社長が会社全体の業績・状況等を俯瞰する立場にあることから委任をすることが適当であると判断したため、代表取締役社長に一任する旨を決議しております。

個々の取締役の報酬等の額の決定を代表取締役社長に一任するにあたっては、常務取締役管理本部長が個々の取締役の業務執行状況、会社業績及び従業員の報酬及び賞与の増減状況を勘案して個々の取締役の報酬案を作成し、取締役報酬案に関する取締役副社長の意見を聴取したうえで代表取締役が決定しております。また、2022年４月25日に選

任された山下美砂氏の役員報酬は、同日に開催された臨時取締役会で決定しております。
当社の役員が第18期事業年度に受けている報酬等は、固定報酬のみであります。

4-3. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額
取 締 役 (うち、社外取締役)	8 名 (2 名)	107,050千円 (4,950千円)
監 査 役 (うち、社外監査役)	3 名 (3 名)	13,050千円 (13,050千円)
合 計 (うち、社外役員)	11名 (5 名)	120,100千円 (18,000千円)

4-4. 責任限定契約に関する事項

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となっております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限定されております。

4-5. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社のすべての取締役及び監査役を被保険者として、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するための役員等賠償責任保険契約を締結しております。ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

なお、保険料は全額当社が負担しております。

4-6. 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人との関係

会社における地位	氏名	重要な兼職の状況
取締役	軒名 彰	北洋証券株式会社代表取締役会長 日本郵便株式会社取締役 株式会社オハラ取締役 株式会社はせがわ取締役
取締役	山下 美砂	人事コンサルタント（個人事業主） 株式会社 JERA グローバル人事アドバイザー
監査役	田中 広道	田中税理事務所代表 株式会社アンス・フォー・ダイス代表取締役

(注) 各社外取締役及び社外監査役の上記兼職先と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

会社における地位	氏名	活動状況
取締役	軒名 彰	当事業年度中に開催された取締役会 21 回のうち 20 回に出席し、企業経営に関する経験と知見をもとに、議案審議等に際して適宜必要な発言を行っております。また、当社の東京証券取引所グロース市場上場にあたって、証券会社の取締役の経験から適宜必要な発言を行っております。
取締役	山下 美砂	選任後、当事業年度中に開催された取締役会 11 回のすべてに出席し、企業経営及び人材開発事業に関する経験と知見をもとに、議案審議等に際して適宜必要な発言を行っております。
常勤監査役	森下 政一	当事業年度中に開催された取締役会 21 回のすべてに、監査役会 17 回のすべてに出席し、企業経営に関する経験と見識、経理及び財務の知見をもとに、議案審議等に際して適宜必要な発言を行っております。
監査役	田中 広道	当事業年度中に開催された取締役会 21 回のすべてに、監査役会 17 回のすべてに出席し、税理士としての専門的な見地から議案審議等に際して適宜必要な発言を行っております。
監査役	中野 純一	当事業年度中に開催された取締役会 21 回のすべてに、監査役会 17 回のすべてに出席し、経営や組織統制に関する知見をもとに議案審議等に際して適宜必要な発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

5-1. 名称

区分	名称	備考
会計監査人	EY新日本有限責任監査法人	2022年6月20日就任

5-2. 会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査役会が同意した理由

①報酬等の額	23,000千円
②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記①の金額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査報酬については、会計監査人からの見積提案をもとに、監査計画、監査内容、監査日数等の要素を勘案して検討し、双方協議のうえ決定しております。監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度監査計画と実績の比較、監査時間・配員等の見積りの根拠及び報酬額の推移並びに監査体制を確認したうえで報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

5-3. 解任又は不再任の決定の方針

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。監査役会

はEY新日本有限責任監査法人と緊密なコミュニケーションをとっており、適時かつ適切に意見交換や監査状況を把握しております。その結果、監査法人が有効に機能し、監査品質に相対的優位性があるものと判断しております。

また、「会計監査人の解任又は不再任の決定方針」については、以下の3事項が解任・不再任の議案提出決定の要素として定めております。

1. 会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合。
2. 会社法、公認会計士法の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合。
3. その他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の具体的要素を列挙し、それらの観点から監査を遂行するのに不十分であると判断した場合等。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

6-1. 決議の内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制等の整備を目的に、2016年3月22日の取締役会において下記「内部統制システムの基本方針」を定め、随時これを見直しております。当事業年度では、ミッション、ビジョン改訂に加えて新たにパーパス（当社の存在意義）を制定し、これを運用しております。

内部統制システムの基本方針

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役会は、当社の「パーパス」、「ミッション」、「ビジョン」、「行動指針」を制定し、取締役及び使用人に周知徹底することにより、高い倫理観に基づいて行動する企業風土を醸成していくことを目指します。
2. 内部監査に関する業務については、社長が任命した社員を内部監査担当者とし、業務が法令・定款及び社内規程に準拠して行われているかを検証します。
3. 当社の財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、適切に報告する体制を整備し、運用します。
4. 当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係も持たず、毅然とした姿勢で対応します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、情報の内容に応じて保存及び管理の責任部署を「文書管理規程」において定めます。
2. 責任部署は、取締役の職務の執行に係る情報を、定款・法令及び社内規程に基づき、定められた期間において厳正に管理・保管します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 経営上のリスクの分析及び対策の検討については、リスク管理委員会が行います。
2. 各部署においては、リスク管理規程に基づき運用・管理を行うことにより、リスク低減に努めます。万が一、不測の事態が発生した場合には、社長以下で構成する対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の被害を防止し最小限に留めるよう努めます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として定時取締役

	会及び適宜臨時取締役会を開催し、迅速に意思決定を行います。 2. 取締役会の決定に基づく職務執行については、組織管理規程、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において、それぞれ責任者及びその職務内容、執行手続きの詳細について定めます。 3. 業績管理に関しては、取締役会において、年度毎に予算・事業計画を策定し、月次で予実管理を行います。
5.	当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 1. 当社は、子会社等が存在しないため、該当ありません。
6.	監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項 1. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて人員を配置します。 2. 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けません。
7.	取締役及び使用人が監査役に報告するための体制 1. 監査役は、当社の重要な決裁資料及び関係資料を閲覧できるものとします。 2. 重大な定款違反、法令違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、当社の取締役は監査役に速やかに報告します。 3. 内部通報窓口担当者は、当社の使用人からの内部通報について、その内容が法令・定款違反等の恐れのあるときは、監査役へ報告します。
8.	監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 1. 当社は、内部通報窓口担当者に報告を行った使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底します。
9.	監査役 of 職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 1. 監査役がその職務の執行について生じる費用等の請求をしたときは、その職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに処理をします。
10.	その他監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制 1. 監査役は、内部監査担当者との連携を基に、適切な意思疎通及び効果的な監査を遂行します。また、必要に応じて、会計監査人に報告を求めます。
11.	反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 1. 当社では、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針としており、反社会的勢力対策規程において「反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、反社会的勢力との一切の関係を遮断、排除する」旨を定めております。 2. 当社では、取引先が反社会的勢力ではないことを確認するプロセスを業務フローの中に組み込んで反社会的勢力との関係を根絶するとともに、従業員に対して反社会的勢力排除の教育を実施しております。更に、「公益財団法人 暴力団追放運動推進都民センター」の賛助会員となり、不当要求等への適切な対応方法や反社会的勢力に関する情報収集を実施しており、万々に備えた体制整備に努めております。

6-2. 体制の運用状況の概要

当事業年度における体制の運用状況の概要は、下記の通りであります。

1. **取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
 - 内部監査担当者による内部監査を 12 回実施し、代表取締役が監査結果を取締役会に報告いたしました。
 - 監査役会による取締役面談を 6 回実施いたしました。
2. **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**
 - 取締役会議事録及び資料は、セキュリティが確保された場所で適切に保管しました。
3. **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
 - 期中にリスク管理委員会を 11 回開催し、リスク管理委員長がリスク評価結果を取締役会に 2 回報告しました。
 - 個人情報保護監査責任者による個人情報保護監査を 5 回実施し、代表取締役が監査結果を取締役会に報告しました。
4. **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
 - 定時取締役会を 12 回、臨時取締役会を 9 回開催し、69 件の議案を審議して迅速に意思決定を行いました。
5. **当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
 - 当社は子会社を持たないため、該当事項はありません。
6. **監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
 - 監査役は、内部監査担当者と内部監査報告会を 32 回開催し、毎月内部監査の報告を受け、また、監査役会から確認及び改善指示の実施と運用における改善確認を適時行いました。
7. **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制**
 - 電子承認システムにより重要な決裁に関わる承認申請として、期中に 148 件の稟議書の承認を報告しました。
 - 監査役は、当社の取締役会、営業会議、その他主要会議に計 66 回出席しました。
8. **監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
 - 内部通報制度を準用し、当社は報告者に対する保護を保証しています。
9. **監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
 - 監査役職務に必要な費用について、監査役の請求に従い速やかに処理しました。
10. **その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**
 - 監査役は、内部監査担当部者との連携を基に、適切な意思疎通及び効果的な監査を遂行しました。
11. **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況**
 - 新規取引先と取引を開始する前に、全件について反社会的勢力ではないことの確認を実施しました。
 - 既存取引先は、1 年に 1 回の再確認を実施しました。

Ⅱ. 計算書類

第1. 貸借対照表

貸 借 対 照 表

(2022 年 9 月 30 日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流 動 資 産	645,055	流 動 負 債	263,678
現金及び預金	388,757	買掛金	56,828
売掛金	216,325	1 年内償還予定の社債	20,000
仕掛品	11,004	1 年内返済予定の長期借入金	24,326
貯蔵品	259	未払金	16,671
前払費用	28,168	未払費用	4,937
その他	540	未払法人税等	26,083
		未払消費税等	22,102
固 定 資 産	103,617	契約負債	67,747
有形固定資産	1,239	賞与引当金	18,766
建物	7,619	その他	6,214
工具・器具及び備品	3,560		
減価償却累計額	△ 9,939	固 定 負 債	62,344
無形固定資産	38,168	社債	20,000
ソフトウェア	38,168	長期借入金	42,344
投資その他の資産	64,210	負債合計	326,022
出資金	60	純資産の部	
敷金	50,747	科目	金額
繰延税金資産	13,403	株 主 資 本	424,041
		資本金	78,400
繰 延 資 産	1,390	資本剰余金	36,000
社債発行費	1,390	資本準備金	36,000
		利益剰余金	309,641
		その他利益剰余金	309,641
		繰越利益剰余金	309,641
		純資産の部合計	424,041
資産合計	750,064	負債・純資産の部合計	750,064

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

第2. 損益計算書

損 益 計 算 書

(2021 年 10 月 1 日から
2022 年 9 月 30 日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		1,148,158
売上原価		345,393
売上総利益		802,765
販売費及び一般管理費		556,450
営業利益		246,314
営業外収益		
受取利息	4	
受取配当金	28	
受取手数料	560	592
営業外費用		
支払利息	824	
社債利息	134	
保証料費用償却	592	
社債発行費償却	716	
支払手数料	433	2,702
経常利益		244,205
税引前当期純利益		244,205
法人税、住民税及び事業税等	69,500	
法人税等調整額	2,439	71,940
当期純利益		172,264

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

第3. 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

〔 2021 年 10 月 1 日から
2022 年 9 月 30 日まで 〕

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	78,400	36,000	36,000	185,776	185,776	300,176	300,176
当期変動額							
剰余金の配当				△48,400	△48,400	△48,400	△48,400
当期純利益				172,264	172,264	172,264	172,264
当期変動額合計				123,864	123,864	123,864	123,864
当期末残高	78,400	36,000	36,000	309,641	309,641	424,041	424,041

第4. 個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価方法及び評価基準

棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品…個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品…個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却方法

- ① 有形固定資産…定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物（建物附属設備）	4年～10年
工具・器具及び備品	2年～6年

- ② 無形固定資産…定額法

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

自社利用のソフトウェア 5年

3. 引当金の計上基準

賞与引当金…従業員賞与等の支出に備えるために設定しており、支給見込み額に基づき当期に負担すべき金額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、コーチが直接クライアント（コーチング対象者）に対してコーチングを行う1対1型サービス、コーチが管理職等のコーチングスキルを活用したいクライアントグループに対してコーチングスキルやノウハウの習得を支援する1対n型サービス及びその他サービスを主な事業としており、いずれのサービス型においても役務提供サービスとシステム提供サービスを含んでおります。

コーチングサービス等の役務提供サービスでは、顧客との業務委託契約（準委任契約）に基づいて最小単位のコーチングサービスが提供された時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

クラウドコーチング等のシステム提供サービスでは、顧客との業務委託契約による役務提供であり、その履行義務は一定の期間にわたって充足されることから、一定期間に渡り収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法…社債発行費は、定額法により5年で償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

- （1）「収益認識に関する会計基準」等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用により、当事業年度の損益及び利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することとしました。

(2) 「時価の算定に関する会計基準」等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

(単位：千円)

	当事業年度
1 対 n 型サービス	740,470
1 対 1 型サービス	286,106
その他のサービス	121,582
顧客との契約から生じる収益	1,148,158
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,148,158

(注) 当社は、人材開発事業の単一セグメントであります。顧客との契約から生じる収益を提供するサービス型に分解した情報を記載しております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記の(4)収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(ア) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の期首残高及び期末残高

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	132,885
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	216,325
契約負債(期首残高)	83,928
契約負債(期末残高)	67,747

(注) 契約負債は、顧客からの前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(イ) 当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は 83,928 千円であります。

(ウ) 履行義務の充足の時期が通常の支払時期にどのように関連するのか並びにそれらの要因が契約資産及び契約負債の残高に与える影響の説明

契約負債は、主に、顧客との業務委託契約に基づいて受託した業務(サービス)の履行に先立って顧客から受領した対価に関連するものであり、契約に基づき履行した時点で収益に振替えられます。

4. 表示方法の変更にに関する注記

敷金の表示方法は、従来、貸借対照表上、投資その他の資産の「その他」(前事業年度 4,450 千円)に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より、投資その他の資産の「敷金」(当事業年度 50,747 千円)として表示しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

6. 貸借対照表に関する注記

担保に供している資産及び担保に関わる債務

担保に供している資産

定期預金 30,026 千円

担保に係わる債務

1 年内返済長期借入金 18,326 千円

長期借入金 33,344 千円

計 51,670 千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位: 株)

	当期首 株式数	当期増加 株式数	当期減少 株式数	当期末 株式数	摘要
発行済株式 普通株式	968,000	—	—	968,000	
合計	968,000	—	—	968,000	

(注) 東京証券取引所グロース市場上場に伴い、2022 年 10 月 19 日に公募増資により 136,000 株の新株発行を行い、その時点での発行済株式数は 1,104,000 株になっております。

(2) 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1 株 当たり 配当額(円)	基準日	効力 発生日	配当の 原資
2021 年 12 月 20 日 定時株主総会	普通 株式	48,400	50	2021 年 9 月 30 日	2021 年 12 月 21 日	利益 剰余金

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

該当事項はありません。

(3) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当期末 残高 (千円)	摘要
		当期首	当期 増加	当期 減少	当期末		
第3回 新株予約権	普通株式	24,000	—	—	24,000	—	
第4回 新株予約権	普通株式	9,200	—	1,200	8,000	—	
合計		33,200	—	1,200	32,000	—	

(注) 第4回新株予約権の当期減少は、新株予約権の放棄によるものであります。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要な資金を社債の発行及び金融機関からの借入れにより調達しております。なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払消費税等、未払法人税等及び預り金は、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に運転資金として調達したものであり、返済及び償還は決算日後、最長で3年後であります。

③ 金融商品に係わるリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約債務不履行等に係わるリスク）の管理

当社は、役務提供を主体とする事業を行っているため、可能な限り役務提供前に対価を受領することで信用リスクの低減に努めております。

営業債権となったものについては、相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b. 資金調達に係わる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理本部が定期的に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次の通りであります。

	貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	388,757	388,757	—
(2) 売掛金	216,325	216,325	—

(3) 敷金	50,747	49,600	△1,147
資産計	655,830	654,683	△1,147
(1) 買掛金	56,828	56,828	—
(2) 未払金	16,671	16,671	—
(3) 未払費用	4,937	4,937	—
(4) 未払法人税等	26,083	26,083	—
(5) 未払消費税等	22,102	22,102	—
(6) 預り金	6,214	6,214	—
(7) 長期借入金（１年以内返済予定を含む）	66,670	66,419	△250
(8) 社債（１年以内償還予定を含む）	40,000	39,979	△20
負債計	239,508	239,236	△271

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金

敷金の時価については、回収見込時点の想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)～(6) 買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(7) 及び(8) 長期借入金及び社債の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入あるいは社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注２）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額 （千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 １０年以内	１０年超
現金及び預金	388,757	—	—	—
売掛金	216,325	—	—	—
合計	605,083	—	—	—

（注３）長期借入金及び社債の決算日後の返済予定額 （千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
長期借入金	24,326	27,658	14,686	—	—	—
社債	20,000	15,000	5,000	—	—	—
合計	44,326	42,658	19,686	—	—	—

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	2,777 千円
賞与引当金	6,583 千円
資産除去債務	1,856 千円
貯蔵品評価損	884 千円
減価償却超過額	618 千円
一括償却資産超過額	441 千円
その他	241 千円
繰延税金資産小計	13,403 千円
評価性引当額	—
繰延税金資産合計	13,403 千円

10. 関連当事者に関する注記

該当事項はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	438 円 06 銭
1株当たり当期純利益	177 円 96 銭

12. その他の注記

当計算書類の作成にあたり、新型コロナウイルス感染症による経済・社会活動の変動は継続するものとして見通せる影響を会計上の見積り及び仮定の設定において検討しておりますが、現時点において当社に与える影響は軽微であると判断しております。

独立監査人の監査報告書

2022年11月25日

ビジネスコーチ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

三 浦

太

公認会計士

新 居

伸 浩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ビジネスコーチ株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を

整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監 査 報 告 書

当監査役会は、２０２１（令和三）年１０月１日から２０２２（令和四）年９月３０日までの第１８期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、内部監査部門及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査部門及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（２００５（平成１７）年１０月２８日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討致しました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査の結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022（令和四）年11月25日

ビジネスコーチ株式会社
監査役会

常勤監査役(社外監査役) 森 下 政 一 ⑩

監査役(社外監査役) 田 中 広 道 ⑩

監査役(社外監査役) 中 野 純 一 ⑩

以上